

平成23年第4回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成23年5月26日（木曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

議事日程 第1号

平成23年5月26日（木曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第43号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第44号 南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第45号 南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第46号 南三陸町訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第47号 南三陸町震災復興基金条例制定について
- 第14 議案第48号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において14番三浦清人君、15番西條栄福君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成23年第4回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第3回臨時会以降の行政活動の主なものとして、震災復興計画の策定等に向けた取り組みに

ついてご報告を申し上げます。

先月28日に開催をされました南三陸町議会全員協議会においてご説明をいたしましたとおり、今月1日、庁内に全管理職で構成する「東日本大震災南三陸町復興対策本部」を設置をいたしております。また、あわせて、同日震災復興計画の策定とその進行管理、さらには震災復興事業の調整等を行うための専門部署として「震災復興推進課」を設置をいたしております。震災復興推進課は、現在、課長以下3名という体制ではありますが、来月以降、宮城県を初めとして、兵庫県西宮市などの自治体から派遣職員を招聘し、業務の迅速化を図ってまいることといたしております。

なお、本町復興対策本部の内部組織として設置をいたしております震災復興計画策定会議につきましては、来月10日に第1回目の会議を予定をいたしております。委員につきましては、現在まで本町が地域連携協定を締結させていただいております宮城大学を初め、震災からの復興の知見をお持ちの方々9名に委員就任の要請をいたしております。それぞれの皆様から就任の内諾をいただいております。委員の皆様からは本町の復興に向けた貴重なご意見をいただけるものと期待をいたしております。

このほか、第3回臨時会以降に実施をいたしました本町の災害復旧対策に関する活動につきましては、本臨時会終了後に開催が予定されております東日本大震災対策特別委員会においてご説明を申し上げさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

なお、東日本大震災に関する質疑については、臨時会終了後開催されます特別委員会で伺ってください。

午前10時03分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 承認9号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第5、承認第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、承認第9号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成23年4月30日付で専決処分を行った南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

改正した主な内容といたしましては、東日本大震災からの復興を迅速かつ重点的に行うため、本町行政組織を一部改編し、震災復興推進課を設置するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、議案関係参考資料の方で説明をさせていただきたいと思っております。

1ページでございますけれども、現行が右でございます。左側が改正案で、第2条で企画課を震災復興推進課に改めると、こういった内容でございます。第3条、それに伴いまして総務課の事務分掌でございますが、これまで1号から5号までございましたが、改正案で新たに企画課で所掌をしております改正案の5号から8号、いわゆる統計関係、土地対策関係、まちづくり関係、電子情報関係、これらが総務課の方に企画課から所掌がえになります。

あわせて、企画課でございますが、これまで1号から6号の事務を行なってございましたが、3号から6号まで総務課の方に移りますので、企画課として残りますのは1号の総合計画関係、それから新町建設関係、そして新たに改正案の震災復興推進課の第3号でございますが、震災復興計画の策定及び進行管理、その他の震災復興対策に関することが新たに震災復興推進課の所掌事務として新規に加わることになります。

それから、2ページの総合計画審議会条例の改正でございますが、これは企画課で事務局を行っておりましたが、課の名称変更によりまして震災復興推進課が引き続き総合計画審議会の庶務を行うという内容でございます。以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 震災復興推進課、これにつきましては私は問題ないと思います。ただ、先ほどの行政報告の中で町長が報告されていた中で、皆さん委員の質疑の中で、このメンバー、それから何人なのかということも報告がありました。さらに、先ほどの復興のメンバーの中にいろんな経緯を持ちました方たちがいらっしゃいました。私も初めて聞いたのでちょっとびっくりしているんですが、さらに町民会議を開くということで先ほど町長の説明がありましたが、その町民会議の意見がどこまでここに反映されていくものかなと、私はちょっと今疑問に思いましたので、あえて質問させていただきます。町民会議、時間がかかっても地域の意見を十分に取上げると、そういう点では本当に大切な組織だと思いますので、これが震災復興推進課に反映できる会議にできるかどうか、その辺が私、大変危惧している点であります。どういうふうな形でそういうことが反映されるようになるのか。そして今、具体的にはどこまで推進課で進めている事業が進まっているのか、できているのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） まず、どういった形で町民の意見が吸い上げられていくかというご質問でございますが、基本的には町民の意見を集約した形の部分が策定会議にかかっていくといった考え方でおります。町民の会議をどこまでという部分については、いろんな十人十色の意見になるかもしれませんが、特にグラウンドデザインという部分につきましては、各地域ごとの案も地域懇談会等を開催した上で町民会議にかけていくような形のスケジュールにしております。そういった中で、地域のごとグラウンドデザインを最終的には策定会議の中でご意見をいただくということでございますので、町民の意見が主と、策定会議の部分は専門的な見識からアドバイスはいただきますが、どちらかと言えば、主従関係から言えばそういった考え方になるのかなというふうに思います。

それと、これまでどういったことを進めてきたのかということで、なかなか目に見えない状況で大変申しわけございませんが、後の特別委員会でも資料を提出しておりますが、いろんな土地デザインの考え方、そういったものをまずもって今整理をしております。それと町有地とか共有地、そういった調査なども現在やっているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今、課長の説明ですと、町民会議の中には地域懇談会を開いて反映していくと、そういう説明でありました。本当にこれは時間がかかっても各地域の意見を十分に吸い上げて、被災者が主人公という、そういう気持ちでやはりやってほしいと私は思って

おります。非常に私、先ほどのメンバーを聞きましたときに、課長も先ほど言いましたけれども、ハード面を主にしてというか、重きを置きながらメンバーを策定したと言うものですから、私はハード面だけでなく、やはりソフトの面、その辺にも力を入れていかないと片手落ちというか、均衡の取れない復興になるのではないかなと私思いましたので、その辺も含めてもう一度お聞きしたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 先ほど町長の方からメンバー構成を口頭でご説明いたしましたが、こういうふうな震災の状況から、どうしてもハード面が重視されるという嫌いはどこの自治体でもあるかと思えます。そういった中で、植物の生態学の先生、あとは心のケアの部分を担当する心理学の先生、そういった部分も入れまして、ハード面だけでなくいろんな観点からご提言をいただく場というふうに設定をしておりますので、今、委員ご指摘の部分につきましても、そういった観点で幅広いご提言をいただくという場になるものというふうに想定しております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ぜひ、そういう点でも力を入れてほしいと思います。グラウンドデザインができてからこういうものだということを提示するのではなくて、もっとその前に行うべきことが十分にあると思いますので、時間がかかっても十分に取り入れてほしいと、そう思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 2番です。

前者も申し上げましたが、まちづくり、これから復旧復興、すばらしいまちづくりをしていかなければならないわけですが、これに関しては、町民は自分たちの町でございますので相当な意識があると思います。その中で、今の説明を聞いたところで確認をしておきたいのですが、今現時点で、これからのまちづくりについての考えは町民をさておいて考えることはないということによろしいんですか。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） そのとおりでございます。どうしても策定会議という見識の高い方々のメンバーがどうしても華やかといいますか、そういったふうに見えてきますが、主は町民でございます。また地域であります。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） それを聞いて私は安心しました。が、しかし町民はまだ不安がいっぱい詰まっていると思いますよ。

そこで、先ほど出てきましたが、県知事が特区提案を唐突に発言しまして、漁民が今、何といたしますか、混乱しております。私もその一人として抗議の場にいたわけでございますが、そのとき県知事は「漁民なくして進めることはない、これは約束します」と、こういうことを言っているわけですよ。町長にこの場で町民に聞こえるように、三陸町のまちづくりは町民をさておいては絶対しないと、町民の意見を相当吸い上げた中で、皆さんの住みやすいまちづくりをしていくと、こういうことを力強くここで答えていただきたいと、そう思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の復興計画の策定に向けましては、今お話がありましたように、学識経験という方々もお入りをいただいておりますが、基本的には町民皆さんが末永くこの南三陸町にお住みになるわけでございますので、先ほど課長もお話ししましたように、主役は町民の皆さん、町民の皆さんがどういうまちづくりがいいのかということについてのご意見をいただく機会はしっかりと設けていきたいというふうに考えておりますので、ひとつその辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この声は多分町民に伝わっていくかと思います。そういうことで一番心配している、これまでいろんなものが見えなくて困惑しておったのが町民でございます。だんだんに予算がついていろんな事業が遂行される中で見えてくるものがありますので、それを見ることによって一つ一つ町民は安心をし、安定していくものと思います。そうしていく中で、今度はまちづくりということに大変関心を持ってくるわけでございますので、今町長が発言したように1日も早くすばらしい町ができるように、相当な努力をお願いしたいと、そう思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） この震災復興課、課長以下3名ということですが、課長以下はどなたなのか。それから今、内容を町長の報告書と照らし合わせて見ているわけですが、果たしてこれが専決処分をする必要があったのかどうか。何もかにも議会後報告では議会があってもなくてもいいわけですよ。専決処分をして、来月以降に兵庫県西宮市から派遣職員が来ると、などですから、あとどこから来るの、何名ぐらい来るんですか。新聞では何かいろんな自治体から応援の方々に来ていただくということのようですけども、果たしてどうい

計画なのか。何人ぐらい、どこの町から、どこの市から、何名ぐらい来なければ仕事ができるのかできないのか。それはもちろんそういう方々は待遇面というかそういうのが、どういうふうになっているのか。来るからといっても、どんどん来てもらっても大勢過ぎても困るのかなと思いますが。その辺はどうなんですか。

まず、専決処分の必要性があったのかどうか。課長以下何名であるのか。今後、兵庫県などですから、この推進課に何十名、何百名、何名ぐらい必要なのか。それらを詳しく説明してください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） まずもって、震災復興推進課の推進体制でございますけれども、南三陸町職員は課長以下3名でございます。それで、現在4名の自治体から派遣をいただく予定でございますが、お一人は宮城県から、県庁から課長補佐として6月1日に就任する予定でございます。それから、西宮市、宝塚市、南島原市から3名、いずれも過去に震災を経験してそういった震災復興業務に精通といたしますか、関係のある職員3名が6月1日、それから宝塚市と南島原市は若干おくれると思いますが6月15日には就任すると、そういったことで課長以下7名体制で震災復興推進課をこれから行う予定でございます。

それから専決処分の関係でございますが、今回の震災復興推進課については先月の全員協議会であらかじめお知らせをしてございましたが、いずれも平時と違いまして過去に例のない大震災でございます。そのつど、そのつど県からいつまで何するとか、そういった予想、あるいは想定し得ない、そういった案件が出てまいりますので、これからあと合わせて4件きょう専決処分を報告させていただいておりますが、今回の大震災を1日も早く復興したいということでの専決処分でございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 震災復興に対するそういう思いはわかりますけれども、専決処分は（「4番、マイク」の声あり）やはりそれなりの理由が伴わなければ、私は来月からやるものを町の議会で専決しなくてもよかったのではないかと、そういうふうに思ったわけです。

それと、そうすると私が伺っているのは、いろんな市町村、全国から応援隊というか、事務屋さんが応援に来るということを新聞などでも見えていますから伺いをしたわけですが、それでは4名だけで、あとは職員さんに対しては、応援といたしますか、そういうものは必要ないということですかね。この推進課については4名だが、あとはこれから必要になるんだということですか、その辺どうなんですか。最終的に何人ぐらい職員がこの南三陸町に来てい

ただけるのか、来なければならないのか、来る必要があるのか、そのご説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） こういった災害を受けた市町村に各自治体から職員を派遣する方法は二通りございまして、一つは災害派遣と、いわゆる短期派遣でございます。1週間ぐらいのローテーション、あるいは2週間ぐらいのローテーションでそれぞれ自治体から派遣をしていただきますが、それがきょう現在、きょうだけで148名の職員が災害派遣ということで各分野にそれぞれ配属され応援をいただいております。23団体から148名、これは大体震災を受けた4月ごろからずっとこういった体制で各自治体から派遣を受けて業務の一部をやっているだけでございます。

それから、震災復興推進課等に派遣する職員は長期派遣ということで、南三陸町の職員の併任発令をして南三陸町の職員としてやっていただくわけでございますが、その職員は14名予定してございます。震災復興推進課4名、それから建設課、それから保健福祉課、そういったことで町職員の身分を併任して発令する職員は14名、今後6月1日以降、そういった長期派遣を受ける予定でございます。

（「総務課長、待遇面」の声あり）そういった給与面でございますが、そういった災害派遣については、すべて派遣元、いわゆる派遣する自治体でそういった職員の給料は支払っておりまして、うちの方では一切かかりませんが、長期派遣については派遣を受け入れる側、いわゆる南三陸町の職員として併任発令して、給料等も南三陸町から支払う、そういった内容でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第9号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

気温も上がってきましたので、暑い方は上着を脱いでも構いません。

日程第6 承認10号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第6、承認第10号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、承認第10号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成23年5月2日付で専決処分を行った区域外における公の施設の設置に関する協議について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

内容といたしましては、東日本大震災で甚大な被害を受けた公立志津川病院の入院機能を早急に確保する必要があることから、当該施設を登米市に設置いたすというものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま町長が申し上げたとおり、公立志津川病院の入院機能の確保をするために、登米市の米山町字桜岡大又3番地の1の旧米山病院の病棟を借用しまして、公立志津川病院を設置するための協議を登米市に行ったことについて専決処分したので、今回承認を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） この災害によりまして入院施設がないということなので、やむを得ないかなと思いつつながらこれを見ております。新聞等で報道にありましたように、医師3名、そ

れから看護師30名、薬剤師とレントゲン技師と事務員各1名ということで配置されるようですが、病棟も一般病床27床、それから療養型12床と、そういうことで運営されるということが報道されておりました。

お聞きしたいのは、勤務体制がどういうふうになるのか。そして、職員にはきちんと説明されて、もうそういう配置の手続がとられているのかどうか。さらに、職員に対しては寮とか、宿舎ですね、そういうものがあるのか。どういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 勤務体制については、看護師の方は2交代制を考えております。それで、職員への説明会については全体会を開催いたしまして説明を行っております。なかなか寮とかの体制はそういうものがないので、現在のところは通勤という格好になっています。あと、これからの関係なんですけれども、そういう職員体制について寮というか、宿舎みたいなものを確保できればというふうには考えておりますけれども、なかなか近くにもアパートみたいなものがなくて、先生の官舎についてもやっと登米市の方から借りられている状況でございます。その辺で今後体制の整備も必要かと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 先ほど私言いましたように、医師3名、看護師30名、薬剤師、レントゲン技師という、そういう方たちはもう決まっているのでしょうか。それから、職員には全体会議で説明したという話でしたが、説明したけれども、了解したのかどうかという問題も含めて私はお聞きしたかったんですが、その辺。それから、勤務体制は2交代だと、その辺も了解しているのかどうかということもですね。

それから、宿舎がないからとりあえず通勤してもらおうという話なんですけど、かなり、今度だんだん冬の季節になりますと通勤にも支障が来るのではないかなと私思いますので、その辺はどのように考えているのか、もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 一応、職員の方にはある程度内示しております。それで勤務体制の関係なんですけれども、勤務についての話もきちっと、通勤の関係についてもしております。大変だという話も聞いております。その辺については今後検討しておかなければならないのかなと。ただ、ここから我々も今、準備のために行ったり来たり

していますけれども、通勤に45分ぐらいかかると、南三陸町、ここからですね。ということは、気仙沼から志津川に来る体制とか、登米から志津川に普通通勤していた人とほとんど同じくらいの時間でここから行けるという内容にはなっています。それでいいのかという問題がありますけれども、そういうものについては一応これから検討していかなければいけないのかなと。体制的に、例えばみんなが一カ所に集まれる、そういうものを借りられて、例えばその中で休憩ができるような施設があればいいのかなというようには考えていますけれども、現在のところ物色はしていますけれども、なかなかそういう物件がないという状況でもあります。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 全体会で説明して内示もしたと、そういうことでもう職員は了解しているのではないかという事務長の話ですが、それ以上のことは言いませんけれども、本当に遠くに行って勤務するわけですので、その辺も考慮しながら十分に皆さんに説明をして了解をもらってほしいなと思っております。

それから、心配するのは冬季の冬場の通勤ですね。気仙沼とか登米から来ているのではないかというお話もありますが、でもあちらは雪が多いところですので、そういう点で心配するわけです。十分にその点を考えながら、改善される部分は改善しながら勤務しやすいような状況にしてほしいと、そう思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 1番です。

被災後、アリーナの方に私も詰めていたんですが、全国、県内から多くの救急車が来られて毎晩のように救急車の音を聞いたような記憶を今でも持っています。

そして、結局集団避難ということで多くの方が避難されているわけなんですけれども、聞く話によると、避難場所に行って亡くなったという人の名前を随分私も聞きました。高齢、そして避難所の環境、その辺も影響しているとは思いますが、公立病院として被災後に避難されて、避難場所から搬送されてそういった亡くなった人たちの数というのはある程度把握されているのか、その辺わかったら教えてください。

それが一つと、あと、行政のご苦勞、病院のご苦勞もあったと思いますが、もうちょっと何とか、米山にこういった病院、病床の確保というのはできなかったのか。できなかったそのわけをお聞かせください。

あと支援医師が、町民の意見なんですけれども、何でこんなに早く帰したんだろうと。もっ

ともしっかり診てもらいたい先生がいたのに何でだろうという話も聞きました。支援医師の方の、結局町からの撤退というか、去っていったわけ、その辺を教えてください。この3点です。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 避難所から搬送されて亡くなった数については現在のところ把握はしておりません。申しわけございません。

それから、どうして米山の方に病床の確保かということでございますけれども、一番早い方法が、使える施設がどこにあるのだということで検討していきました。米山病院につきましては3月までに病院として機能していたものが4月から診療所となったということで、3月まで使っていたという内容がございます。こちらから行ってもすぐに使えるような状況、ある程度修繕とかもかからない、もっと近いところに米谷とかあるんですけれども、米谷の病院については今回の震災について、病棟部分が崩壊の寸前ということで使えないという状況もありまして、一番近く、病棟が確保できたのが米山ということでございます。

それから、支援の先生がどうして早目に帰ったのかということでございますけれども、ある程度の支援の先生については、大きなところは5月末までで大体支援が打ち切られると。希望があれば支援を延ばしてくれますよというところがございますけれども、ではどれぐらいの支援ができるのだという、それもなかなか難しいこともありまして、現在うちの方でも大変なので、長期的に支援してくれるところについてはお話をしております。支援は長期でもらわないとなかなか病院としての体制もつくっていけない。短期でというか、もう何月までですよという短い期間はあるんですけれども、短い期間手伝っていただけるのも一つなんですけれども、我々としては長期的にどういうふうな病院体制とか、長期的にどのような患者さん、住民の医療を考えていくかということ考えた場合には、長期的な支援をもらうようなところを模索していかなければいけないということもありまして、現在長期的に支援をもらうところについてはお話ししているところでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 1番。

米山病院ということはそういった経緯ということ、わかりました。

あと、医師が長期的に活動してくれるならという話なんです、今、集団避難ということで南三陸町内においての住民はどんどん減っています。そして、今の体制でも十分だとは思いますが、今後近隣の仮設がどんどんできた場合に、多くの町民の方が帰ってこられたときに病院の体制はこれで大丈夫なのか、その辺お聞かせください。

とにかく病院ですね。病院被災後に混乱の中で重体のヘリコプターで日赤から、日赤からまた仙台と、そして行方不明になられたという話を聞いて、私もどこにいるんだべねという息子さんからの相談を受けて、それでこちらのアーナの受付の方に行ったらまだわからないということで、その混乱の中はわかります。ですから、今後も町民が病院にかかるときに町民が混乱にならないような病院の構築をできればお願いしたいと思います。今でも診療に当たっている先生方は結構遅くまで頑張って診療されています。そして待合室で待っている方も結構長く、3時間ですかね、その辺何とか軽減にならないのか、その辺いかがでしょうか。

最後にこの3点お願いします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 病院体制として大丈夫かと言われますと、本当に大丈夫かというふうに聞かれると、現在、入院機能が向こうに、米山の方に行ってしまう。こちらでは外来機能をやるんですけれども、24時間体制を考えておりますけれども、そういう面で本当に今の医師の体制で大丈夫かという、現在の常勤医ではとても回り切れないところがあります。かと言って、やらないというわけにはいかないというふうなことで、ある程度常勤の先生については頑張っていこうという話はされています。それで、長期的に24時間体制を何とかできるような格好での支援をどこからか求めなければいけないということでいろいろ今、自治医の同窓会とか国境なき医師団とか、そういうところに長期の派遣をお願いしているというふうなことです。

それからあと、個別にも各曜日で応援に来てくれるような先生もいないかどうかということで、今そういうものを模索しているところです。

それから、病院の今の診療所の関係なんですけれども、今のプレハブではとても今はき切れない状況です。多いときには診療科がもう5ブースも6ブースも使うと。診療室がうんと手狭になっているような状況、それから委員ご存じのとおり待合ブースも少ないと。雨が降った日はどうするんだということで、1棟プレハブを待合用に、避難用につくっていますけれども、それでも足りないような状況です。こういう状況でなかなかその中で、ではどうするんだという、その中でも医療の体制を我々がつくっていかなければいけないという状況でございます。ある程度、あのプレハブでなくて別のプレハブを今検討もしております。ちゃんとしたものである程度の期間をもつような、ストレスのかからない、みんなにゆったりできるようなプレハブができないかということで模索していますので、そういう格好ではちょっと今後変わってくるのかなというふうには思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 今、関連になるかと思いますが、米山という、私、善王寺は行ったんですが、この辺桜岡ですか、ちょっとわからないのですが、町民の方々にはどのようなお知らせとか周知をしているのか。仮設の状況によってはかなり遠路になるかと思いますが。それで、例えば今までだと通院バスのようなものもあったと思いますが、その辺の利便性というのは患者に対してどのような考えをしているのかどうか。

それから、診療科なのですが、仮設よりは、3月までやっていたということでかなり設備も整っているとは思いますが、どのような診療科があるのか、そんなことも町民の皆さんが知りたいと思いますので、その辺もお知らせいただければと思いますし、さらに、公立志津川病院ということで入院設備があるということは大変町民にとってはよかったなと思います。そういったことで、今後いわゆる仮設場所からの移動というのは、我々初め町民の皆さん、マイカーのある人、ない人あるわけです。その辺の対策はどのように考えているのかもお願いします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 実は向こうの方で、米山の病院の方なんですけれども、一応診療科というか、米山病院の診療所がすぐ建物が一緒になってあるわけです。その中の病棟部分だけを公立志津川病院で借用しているということでございまして、できるだけ米山の診療所さんとバッティングしないような格好での対応が望ましいのかなというふうには考えていまして、向こうの米山の方では透析患者をやっていますし、それから内科の診療も常時やっております。ということで、うちの方では、現在のところは向こうに外科と整形を一応外来として立ち上げて、それで米山さんとバッティングしない方がいいのかなというふうには考えて、内科、外科を向こうで外来診療したいなというふうには考えています。

通院方法だということなんですけれども、こちらの方の近くのとか、南三陸町については診療所がありますので診療所から、入院が必要になった場合については、入院が必要な重症度とか、そういうものにもよって違いますけれども、ある程度救急を要するものについては救急車というものがございます。一次的な重症については、米山の方は慢性期、それから急性期については近隣の病院に送って、そこから一応落ち着いた患者について米山の方で診療したいというような考えがございまして、その辺で登米の病院さんなどと協議をしまして、一次的にそういうふうには手術とか、ある程度重症者については登米さんの方でお受け

してもらって、ある程度落ち着いてきたら米山病院さんに移ってもらうというふうな考え方をしております。

それから、米山病院の方では検査関係、CTとかレントゲンとかございますので、こちらでそういう診療所で必要な場合についてはその足の確保とか、こちらから運んでいくためのバスとかを用意したいなというふうに今考えております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 通院というか、そういったことはわかりましたけれども、今まで使っていたところですから多分調剤する薬局も近いんだと思いますが、その辺はどうなっているか。3月末という、その辺は使えるのかどうか、近くにあるのかどうかですね。

それから、5年後と書かっていますが、5年後は町としてどのような考えを持っているのか。考えがありましたら、ひとつお聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 薬局については米山の方に近くにございません。それで、中に一応院内薬局を持つ予定です。それと、あちらの方の薬局も狭いものですから、こちらの診療所の薬局の方とタイアップしながらその辺は考えていきたいなというふうに思っております。

それから5年後の計画ということでございますけれども、私が5年後の計画を話すものでもございませぬけれども、ある程度こちらの方の体制というか、診療所の体制を考えた場合に、いつまで仮設の診療所でやっていくんだということがございますので、その辺を考慮しまして、5年ぐらいになればまちづくりの基本計画とかもいろいろ出てくることですので、そういうものの病院の建設とかが見えてくるのではないかなというふうに考えまして、一応そういう5年という線引きをした次第でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませぬか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、協定書を見ておるんですけども、無償ではないのかな、建物を借りる場合に。その際の費用は甲が負担するということになっているんですが、幾らぐらいで契約なされているのか。賃貸料というんですか、これは協定書ということで賃貸契約というのは改まってなくても構わないのかどうなのか。

それから、先ほどちょっと聞き忘れたので、今現在の入院者数は何人ぐらいになっておるのか、入院しておらないんですか。まだこれからですか。これからね。これから借りるわけ。借りて入院しているから専決処分かなと思ったのよ。違うの。それでは何で専決処分したの、

必要ないんでないの、そこなんです。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 建物の賃貸については、公の施設として使用契約をこれから結ぶ予定です。それから、建物については無償でお借りします。ただ、中についての電気とかが分離できないようなところ、そういう自分のところでやる分については自分のところを出しますよということでの運営経費ですね、それまで登米市さんに負担させるわけにいかない。建物は無料で借りております。あと電気とか水道とか、かかる経費はこちらでもちますよということです。

それから、専決処分はどうしてしたのかということ、設置するために、向こうに開設するためには公の施設を向こうに設置しますよという協議をお互いにしなければならないということになっています。協議をした中で、議会の議決が必要なんですけれども、それを向こうで議決する、こちらで議決することになるのでなかなか6月1日、早目に開設するとなるとその議決を専決処分やらざるを得ないということで、これから6月1日の開設に向けての段取りということになります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第10号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認11号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第7、承認第11号専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、承認第11号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成23年5月2日付で専決処分を行った平成23年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、東日本大震災の災害救助に要する費用について早急に予算措置が必要になったことから、所要額を専決処分したものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 予算書が二通りございますので、第2号の方でございます。一番上の表紙に補正予算書（第2号）とありますので、第2号の方が専決処分に係る補正予算でございます。

1ページ目でございますが、今回補正につきましては4,554万円を追加をいたしまして、歳入歳出の合計が135億584万5,000円とするものでございます。

続いて内容でございますが、7ページ、8ページをお開きいただきたいのですが、8ページの歳出から申し上げますと、最初に災害救助費、事業費で7,040万円でございます。そのうち医薬材料費ということで、避難所の医療施設等に係る医薬材料費分が6,000万円でございます。

それから13節の委託料、大震災に係る瓦礫等の委託料、これが1億円でございます。

それから使用料4,300万円、災害救助賃借料でございますが、今おります庁舎、仮庁舎、それから病院の庁舎、これら庁舎関係の28棟分の賃借料分を計上してございます。

それから6款の商工費、震災の影響によりまして事業ができなくなった事業分を減額をいたしまして、災害復旧事業費を追加するものでございます。ふるさと雇用再生事業費につきましてはごらんの二つの事業を減額してございます。それから緊急雇用につきましても、子育て支援センター等を減額し、下段の災害復旧雇用創出臨時賃金ということで3,000万円を計上してございます。

それから8ページ、13節の委託料で1,320万円でございますが、そのうち災害復旧雇用創出事業委託料として1,400万円計上してございます。それから、重点分野につきましても今回の震災で事業実施ができなくなった記載の事業を減額してございます。

歳入でございますが、災害救助費で7,040万円計上してございます。8ページの歳出で申し上げました医薬材料費と修繕料で7,040万円でございますが、この全額分100%を国・県の交

付金として見込んでございます。

なお、この災害救助費、瓦礫の1億円、それから使用料の4,300万円、これらも救助費として今後国・県等から交付される予定でございますが、今のところまだ額が確定してございませんので、今回歳出だけを計上させていただきました。以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 補正予算（第2号）ということで提出されまして、先ほどの説明ですと事業が中止になったものを減額したと、歳出のところで、そういうお話でした。実は私こう見ていまして、ふるさと雇用再生事業ですか、6商工費1項の商工費なんですけど、その中でふるさと雇用再生、これは本当に今大いに進めていく事業ではないかなと思いました。実はここの中で、例えば具体的に言いますと、民芸品等クラフト開発製作ですね、こういうものなどは町で非常に評判がよくて全国的にも発信した事業であります。こういうのを避難所にいる方たちとか、そういう方たちにつくっていただいて大いに、むしろ全国に発信した方がいいのではないかなと思いつつ見ております。

あと、各避難所におりますまだ働ける方たち、そういう方たちに雇用の場をどういうふうにつくっていくのか、その辺も真剣に今から考えていかなければいけない問題ではないかなと思います。その中で、今避難所の方たちは自主的に自分たちでごはんをつくったりしてやっているんですが、そういう方たちにもきちっとした栄養をつけると。そして、1人当たりの食事の金額もちょっとふやしたということをお聞きしましたので、そういう栄養面についても、そういう避難所にいる方たちにも雇用として、パートとして働いてもらおうと、そういう雇用再生の事業をもっと大いに進めていくべきではないかなと、そう思っております。災害復旧雇用創出事業、これは6款8項、その中の3,000万円、これはどういう内容になっているのか、具体的にお知らせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 委員がおっしゃいました商工費7項のふるさと雇用再生事業費の説明欄にありますのは、いわゆる一般社団法人の観光協会の方に委託してやっておいた事業でして、こういう状態なものですから、社団法人としての観光協会は今中止状態なものですから、これも事業ができないということで予算を下げるといってございまして、これがそういう法人に委託しておいたものですから、それが避難所にいる方々の一人一人に委託

というわけにはまいりませんので、予算としては下げたと、そういうような状態でございます。

それから、今度8項の方で災害復旧の関係で臨時職員の賃金だとかというのは、先ほど委員がおっしゃいましたような、いろんな避難所だとか、それから災害復旧に向けて避難所を見回ったり、いろんなそういうような仕事が出てまいりますので、それらの仕事をしていただくための賃金を計上したという、そういうようなことでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） クラフト事業は観光事業としてやっていたからここで下げたと、そういう話なんですけど、観光協会が今ちょっと大変なので、ではなくて、町独自のそういう雇用の問題として取り上げながら、そういうものを進めていくべきではないかなと私は思ったので提案しているわけです。その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから今、臨時職員の3,000万円の内訳というのをお聞きしたのですが、具体的にはどうなんでしょうかね、まだ決まっていないのでしょうか。それとも、もっと具体的に決めているのかどうか。その辺をもう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 民芸品のクラフト開発等に関しましては、これまで観光協会で作っておいたものは一時休止せざるを得ないということで、今回予算もこのような形で減額するんですけども、これを今後ともずっとやらないということではなくて、落ち着いた暁にはまたいろんな形でもってこれを再開していくことはやぶさかではないと考えておりますが、現時点では出来かねますので。それから、これは国から100%の事業なものですから、できないものをいつまでも予算計上しておくわけにはまいりませんので減額したという、そういう次第でございます。

それから、そのほかに災害復旧のための臨時職員の賃金等を今回記載してありますとおり3,000万円計上してございますが、実は、これはできるだけ早目にこういうような災害復旧事業のために臨時職員を雇用したいということでもって今回専決処分していただいたんですが、さらに今回、国の1次補正でもって、さらにもっと雇用のための予算が来る予定でございますが、これはこの次の議会の方に計上したいと思っておりますが、現在、この3,000万円分の事業がすべて固まっているというわけではございませんで、先ほど委員がおっしゃいましたような避難所の調理だとか、そういうような方の雇い上げのための賃金に一応回すという、そういうような内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 町長にお聞きしたいんですが、雇用問題、本当に皆さん仕事がなく困っているということを耳にしますし、本当に大変だということを聞きます。具体的に今、この雇用問題について臨時職員の賃金がここに3,000万円、具体的にはまだ聞くことができませんでしたが、国でも第1次補正予算が組まれておりますので、その辺も含めて、具体的に町として職場を失った、職業を失った方たちにどういうことをやっていこうと、そういうことを考えているのか、その辺の具体的な方針をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、町内の被災を受けた皆さん方がお仕事がないという状況でございますので、そういった中でどういうお仕事をということで、我々としてもいろいろその辺につきましては検討いたしております。

町として直でお願いする部分と、それからあとは委託をさせていただいて、その中から雇用をやとっていただくと、雇用を創出をしていただく、そういう二本立てで今現在やっております、実はいろいろNGO、NPOの団体の皆さんにもさまざまなご提案をいただいておりますので、そういった中で、先ほど大瀧委員からご指摘がございましたクラフトの問題等々、それもいろんな形の中で動きが出ているというふうな状況でございますので、少しでも多くの皆さんにお仕事というふうな状況で我々も積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） ただいま前者も質問したようでございますが、非常に今後の町の復興、あるいは復旧という形の中で雇用というものは非常に重要な問題であるというふうに認識しておるわけでございます。その中で、ただいま前者も質問しておりますが、緊急雇用創出事業費の中で災害復旧関係の創出事業、臨時職員、具体的には事業がまだ決まっておらないということのようでございますが、専決処分ということでございますので、例えば採用何名ぐらいかと、あるいはその賃金体制をどういうふうにするのかという、あるいはその対象者、どういう方々を対象にするのかということをお聞かせください。

それから、次ページの委託料に災害復旧雇用創出事業の委託料がございます。これはただいま町長が話したように、恐らく業者の方に委託をするというふうな間接的な形になるかと思いますが、その事業内容というか、そこら辺も教えてください。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今回の専決処分していただいた部分に関しましては、実は3月の定例議会で当初予算として計上させていただいた部分の組み替えでございます。つまり、やろうと思って計画にのせておいて予算をつけていただいた部分なんですけれども、こういう災害の関係でもう当分の間でできかねると、そういう部分を削りまして、それでその部分を今度賃金の方へのせたということなものですから、それで今現在何人雇用して、どの事業をどうだということが、具体的にそれが積み重なった数字ではございませんので、その辺だけのご了承をお願いしたいんですが、なものですから、何人ということはお答えできませんが、ここで賃金に関しましては町が直接雇用ということになりますので、町の賃金体系に準じて行くと。ですから、その職種によってはその仕事の資格を持っておる方と持っておらない方とでは時間当たりの格差が出てまいります。そういうような形でおおむねこのぐらいの金額を計上しているということでございます。

それから次ページ、9ページの方の委託料に関しましては、ここでも災害復旧のための雇用創出の委託料とかを載せてございますが、これも同じような形で、当初予算で計上しておったものができかねるものをこのような形で計上したものでして、これに関しましては、町長が先ほど申しましたように、いろんな団体とかに委託しながら事業を実施したいということなものですから、具体的には、例えば社会福祉協議会の方で今災害復旧の関係でいろんな事業をやっただいておりますが、そちらの方へ一部委託して事業を行うとか、災害復旧のための事業に従事していただいている部分の人件費に充てていただくという、そういうような内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） いずれも具体的にはまだ決定しておらないということでございますが、繰り返しますが、町長、大変雇用というのは重要な問題でございます。町長が常々おっしゃるように、スピーディーにひとつ事を運んでいただきたいというふうをお願いをして終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 今の雇用の関係であります。当初予算で計上して可決決定されていたものが、仕事ができなくなったので何か雇用の関係に回すということですが、しかも、それはこれから検討すると、そんな予算の取り方は聞いたこともないんですけどもね。例えば何に使うんですか。今度はこれをいつお返しするか、そうでなければ目的をはっきり、わけのわからないものを、たまたま災害でできなくなればこれはやはり新たなものになるんですよ。

それをみんな別なものに専決処分で、認められませんよ、専決処分。何に使ってもいいような、雇用というか、いいものだとしてもこれはちょっとなんですけれども。その内容がわからない、どこにどう使うのだから。例えばでもいいんですよ、多少こういうことに、大金ですからね。その使い方によってはやはり我々判断が変わる場合がありますよ。何でもかんでも雇用と言えば議会通るのではないかなどという考え方では困りますよ。例えばでいいですから、何に、どのような雇用面に使おうとしているのか。当然でないですか。その辺もう一度説明。課長でなければ町長でもいいですよ。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 例えばの具体的な例は大瀧委員のときにお話ししましたが、避難所の、例えば調理をされている方、あるいは衛生的な仮設トイレの掃除をされている方だとかを雇い上げて、その方々をずっとボランティアというわけにはまいりませんので、そういう方々を雇い上げて臨時職員としてお願いしていくと、そういうような雇用の仕方を取りあえず今やっておりますが、これがもっと多く、それ以外の業種も出てまいりますが、今現在で3,000万円分すべてどなたがどの業種ということにはまいりませんけれども、そういうような使い方をしているというものでございまして、おっしゃるように、はっきりと積算した状態でなくて予算を計上するというのはあり得ないことではしょうけれども、今回の災害、あり得ないことが起こってしまったものですから、とりあえずここを組み替えたいというものですから、そういうことで具体的なものというのは、今申し上げましたような災害復旧のための、そういう避難所だとかの賃金ということでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） そういう答弁ありませんよ。予算ですよ。災害関係は国から来るんですから、国だの県から。たくさん来るんですよ、今言っている内容の仕事の必要なものに対しては。何で当初でとったものを回さなければならないのか。災害復旧の関係、それは災害復旧予算が十分来るんですよ。足りないんですか、それで。国から県から来た予算では足りないんですか。私はそう思いますよ。私認められない、こんなこと。もう少しはっきりした納得のいく答弁をいただけないと私は認められません。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） この雇用に関しましての予算は、これは当初でも今後でも国の方からまいりまして、歳入としては県補助金として入ってまいっております。ですから当初で組んだときも、100%これは国の方からのお金を県支出金ということで100%まいっております。

まして、7ページの歳入の方で県補助金として計上してございます。それで、ここで基金の補助金として歳入の方ですね、3,670万2,000円プラスしておりますが、その下の方の重点分野創造事業費補助金の方が、これができかねるといことなものですから、それで組み替えたという、どちらにしても国からの100%の補助金でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。「なし」の声あり

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 私はどうしても納得がいかないのです、これには反対を。

○議長（後藤清喜君） ちょっと待ってください。

これより、承認第11号を採決いたします。

まず、本案に対し、反対討論の発言を許します。（「なし」の声あり）

なければ、賛成討論の発言を許します。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第11号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤清喜君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで暫時昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時09分 開議

○議長（後藤清喜君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 承認12号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第8、承認第12号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、承認第12号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成23年5月11日付で専決処分を行った南三陸町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する協議について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

内容といたしましては、東日本大震災によって大量に生じた本町の災害廃棄物の処理の事務を宮城県に委託し、広域的かつ迅速な処理を行うというものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、細部説明申し上げます。

この協議は、町長説明にもございましたとおり、災害等廃棄物処理を宮城県に委託して実施するために、その基本的事項を定めた規約を取り交わすために行うものでございます。規約の案については10ページのとおりでございます。

なお、委託事務の範囲等、具体的事項につきましては今後関係課と調整の上、本規約に基づき別途県と協議を行った上で確定することとなります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） この内容、事務の委託を県に委託するというような内容でありますけれども、今の説明ですと、このことによって県が瓦礫等の処理は県下全部をまとめてやるというふうな解釈にとったんですが、各町で判断してそれを処理するというようなことはできないものなのかどうか、その辺のところ1点お願いします。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 災害等廃棄物、この処理につきましては本来市町村の責務として実施するのが原則ということになってございます。しかしながら、今回のような大災害におきましては、その範囲が広いこともございますし、それからその量が膨大になるということもございますので、これを市町村では手に負えないということもございまして、県の方に一括して事務を委託してすべての処理を行ってもらおうと。費用の方は当然町の方が委託料の形で県の方に支払うという、そういう形になります。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 先般の報道等によりますと、南三陸町、あるいは気仙沼市は本吉町に焼却場を設置して、そこにすべて搬入するというような報道がなされたわけでございます。そのことに異議はございませんけれども、はてさて、それではその瓦礫が一体いつになったらなくなるのかなど、撤去されるのかなという問題であります。町民の中には一向に片づかない瓦礫の山に、朝晩見るも気の毒だと、何とかこれを早く片づける方法はないんですかというような質問の中から、自衛隊さんでも頼んで早急に搬出してもらったらだめなんですかという要望もありますが、そういうことは本町の独断の判断ではできないものなのかどうか、その点。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 瓦礫の処理につきましては、今現在処理をしています。ただ、南三陸町の町内につきましては、一次仮置きという処理になります。いわゆる町内に瓦礫を置く場所を確保をして、そこに集めていくということなんです。ただご存じのとおり、なかなかそういう用地というのは公共用地が限られていますので、今、民間用地を借りながらできるだけそこに集めるようにしてございます。それで、今まで遺体の処理と一緒にほぐしたものを積み重ねてきておまして、最近、多分見てわかるとおり、奥の方から徐々に瓦礫の取れたところはふえてきていると思います。ただ、それはあくまでも一次仮置きになりますので町内に瓦礫が山に残るという状態は続くと思うんですけれども、県の方の二次仮置き場ができ次第、それらをすべて二次仮置き場に運んで県の方が処理をすると、こういうふうになっております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 気仙沼市では、お隣の蔵内、あるいは二十一浜に行ってみますと、既にきれいに片づいて土手等の水位の上があったところにかかった小さなごみまで一切取って、ボランティアの皆さんが入ってやっておるわけですね。実にきれいになりました。ところが、我が町はいまだ災害そのままで、一体いつになったらこの惨状が片づくのだろうと、そろそろ住民も気をもみ始めている状況です。その瓦礫が、一次集積だか、二次集積だかわかりませんが、今度は漁港を埋め尽くしているという現状もありますね。そうした中で、今度は漁業の再開にも支障が出てくると。いつまでこれをここに置くのだろうというような問題もありまして、今後町はどのような方針で、いつごろまでどこに撤去して町内を立派にできるのか、その辺を明確に先行きをお知らせ願えれば町民も安堵すると思うのですが、そ

の辺のところご返答ください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 県の二次仮置き場なんですけれども、今現在、本吉町の付近に水田を土を埋めて、また復田するような形でそこを借りるという、今進め方のようにございまして、土を埋めればそういう今の一次仮置きというものがそこに運搬できるわけなので、ただ、いつまでというところがまだ明確に県の方から示されておりません。それで、県の方はできるだけ早い時期にその辺を進めるというふうな回答をいただいておりますので、こちらの方としては一次仮置きをまずしっかりして県の方を待つということで、まだちょっと明確な日にち、日時というものはまだ回答はできない状態でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 何点かお尋ねします。

先ほど課長の説明ですと、廃棄物についての内容については今後協議するという、そういうお話がありましたけれども、瓦礫だけではないと思うので、その辺の処理する内容、そういうのをどういうことを考えているのか、その1点お聞きします。

それから、4条に委託業務、経費は南三陸町が負担すると、こういうことが載っていますが、私はすべて県の責任でやると、そういうふうに認識していたんですが、その辺の負担についてどのようになっているのかご説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） まず第1点目のご質問でございますが、廃棄物として処理が考えられるものは、いわゆる瓦礫類のほかに自動車、それから船舶、家電製品等、これらが考えられるということで、その部分につきまして、今後の処理の計画を関係する建設課、あるいは産業振興課等と調整の上に具体的な協定を結んでいくと、そのような手順になります。

それから2点目の経費の問題でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、この廃棄物の処理につきましては本来各市町村の責任において実施する原則がございまして、当然国からのこの瓦礫処理に対する補助金はございますけれども、それが市町村に対して交付されるということになりますので、町の方からは県に対して事務を委託して、それに伴う委託料の形で支払いをします。そして、国からの補助金は町の方に入ると、そういう流れになります。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、瓦礫だけではなくて自動車、それから船舶、家電など

いろいろあると。そういうことは具体的に今から協議をすると、そういうことで、先ほど同僚委員もおっしゃいましたけれども、本当にいつになったらこれが解決するのかと、この廃棄物が。その辺含めて、私は急いでやった方がいいと思うのですが、その辺もう一度見直しをお聞かせ願いたいと思います。

それから、交付金についてはわかりました。私も町の負担がないと、そういうふうに理解していたものですから、それを今確認しました。以上です。もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 事業の方ですけれども、実はきのう、県と気仙沼市、それから南三陸町の方で二次仮置き場の関係での打ち合わせ会がございまして、県の方でも1日も早い事業の実施に着手をしたいということで、この協議に基づきまして準備の方は進めております。その辺の意見交換というような形で進めております。ただ、いかんせん、本吉地区に予定してございます二次仮置き場が民有地ということがございまして、そちらの方の地権者である方々との話し合い等々、まだこれから若干手順を踏んで時間がかかる部分があるということで、事務的に進められる部分は十分に今準備をしているところでございますけれども、いずれにしても、その二次仮置き場が完成しませんがこの町内にある瓦礫等の搬出ができないということがございますので、今当町だけでなるべく早くできるようにはこれからも努力してまいりますけれども、今現在いつという明確な期日の方まではちょっとお答えできないという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先月でしたか、町の方から各地区の行政区に対しまして瓦礫の一次置き場所というんですか、その場所を民有地でありますから借りてほしいというということで3カ所ぐらいという、例えば鉄を置く場所、あるいは木材類を置く場所、あるいはふとん、毛布等を置く場所ということで3カ所ぐらい借りて、民有地でありますから了解をもらっておりました。当初は町の方が片づけるということで、町内の建設業協会かどこかに一切お願いしてやるということでずっと待っておったのですが一向に入る気配がないと。暖かくなってきていろいろとおいも出てきたということで、私の住んでいる名足地区、契約講、行政区なんですけど、ここで自主防災という組織も立ち上げておる関係上、地域の方々が出まして延べ3日か4日ぐらい出たのかな、今まで。分別作業をいたしまして、ある程度きれいといいますか、よその地区から見るとはるかにきれいになっております。

今、お話を聞きますと、これは町から今度は県の方に委託をすると、経費は町もちと。いつ

になるのかまだ見通しもつかない、二次仮置き場も未定だとなってきましたと、さらに木、鉄はいいんですが、ふとん関係とか、あるいは容器とか雨水がたまって環境が悪化してくるのは事実であります。実際においなども出てきておりますので、さらにまたこまく分別しなければならぬのかなど。本吉の方で、先ほど委員さんがお話ししました二十一地区、本吉ですね。そこには1週間ぐらいですか、私もずっと見ておったんですが、岐阜県のNPO団体の方がボランティアで来て、とにかく気仙沼本吉町では一番きれいな地区になりまして、片づけ方。その方々が入ってきましてぜひこの地区もやりたいんだということで、ただ、町のボランティアセンターを通じないと勝手に入れないということで、片づけ方とボランティアセンターとのかかわり、町とのかかわり、そういったものをきちっと明確にしておかないとなかなか作業が進まないということもあります。

宮城県の方に委託して、これから経費を町で払うということになるんですけれども、地域の方々にそういった作業をしてもらった段階で、やはり雇用の確保という、雇用というか、そういったお金取りというか、そういったことも考えたときに、やはり作業員として1日幾らという、町としても支払っていく考えがあるのかどうか。単なる地域の方々がボランティアとしてやっているんだという認識でいるのかどうか、その辺の町としての考え方はいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 雇用の問題ですけれども、建設業界の方に委託をしてございまして、建設業界の方で各地区をやる場合に地区から作業員を雇用して、臨時雇用になりますけれども、そこを進めているというのが今の進め方でございます。それで、これからはつきましてはそういう進め方と、緊急雇用で作業員、これは委託になりますけれども、雇いましている機械の届かないところ、こういったところをこれから作業を進めていきたいというふうに考えております。それで、あくまでも町の方といたしましては建設業界の方と契約をしていることなので、できるだけ地区の雇用を建設業界にお願いしているということでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど私が住んでいる名足地区のことを言ったんですが、それ以外の地区が全然進んでいないわけです。その建設業界の方々はいつ入ってくるのか。見通しが全然ついていないというような状態。先般、隣の地区の方から自衛隊にお願いして側溝を上げてほしいというような、私も建設課の方に電話をよこしたんですが、そしてきのうあたり、ど

こかのボランティア団体の方々が側溝のふたの上を、瓦礫の撤去をずっとやってもらっているようにしたけれども、それだってなかなか建設業界の方々の作業員というか、全然、どの辺やっているんですかね。私、一向に見たことがないですよ。だから、瓦礫の多い場所から入っているのかどうかわかりませんが、どこを見ても少ないというところはないんですけれども、特に歌津の浜通りの方は全然手つかず状態の方が多くいるので、その辺のところ。地元業者の育成ということ、それから地元の方々の雇用の創出ということで大変結構なんですけど、ただ時間がかかるということがあるようです。その辺の兼ね合いが難しいかなと思うんですけれども。そういったことも考えて早く撤去といえますか、整理整頓だけでもいいんです、町外に追い出さなくてもきちっとしたにおいのでないような、これから暖かくなってきますので、その辺のところの考え方をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 歌津地区につきましては、伊里前川の上流の方から今だんだん片づけてきております。まだ緊急のものは、あとは港の方、こちらも手をつけているんですけれども、緊急でやるものについては、そこ以外のところはこちらからお願いしています。それでこれから、今もそうなんですけれども、やはり温度が高くなってきて、ご指摘いただいたにおいの問題というものも相当これから懸念されるわけなんですけれども、その辺も含めて今業界の方と調整をしているところでございます。それからあと、自衛隊等につきましては、町の管理している河川とか町道、あるいは暗渠、こういったものの土砂の除去とか一部の瓦礫の除去とかはこれから、今もお願いしていますし、また新たにお願いを今していくところでございます。

いずれにいたしましても、瓦礫の量が相当量に及びますので、できるだけ効率のいいように、今機械が40台ほど入っておりますけれども、効率化が図れるようにこれからも対策をとっていきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 2番です。

前者に関連するわけですが、この瓦礫、だれもが早く片づけてほしいという願いは、これはだれでも思っていることではございまして、瓦礫、40台の重機を入れて今進めているということで説明、進行状況はややわかったわけではございますが、この一般瓦礫のほかに危険家屋があるんですよ。この危険家屋についてはどのような状況で今進めているのか。まずもってここを説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 危険家屋につきましては、こちらの方に申請が上がってきております。それで、こちらの方も状況を見ながら瓦礫の処理と危険家屋の状況をいろいろ業界と相談をしながら今やっています。それで、地区の皆さんでやはり危険だなと思うところについて、今すべてやり切れていないという状況もございます。ただ、我々が見る視点と地域の見える視点が若干違う部分もありますけれども、これから梅雨の時期にも入ってきますので、できるだけ危険家屋につきましては早急に撤去するように、こちらの方も対策をとっていきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） その危険家屋について申請で受付順にやっているのだろうと、違うの。申請した順でなくて危険度によってやるというようなことは、それはもう優先することだろうと思うんだけど、それがさっぱり1カ月も1カ月半も前から申請しているのにもかかわらず手がつけられていないと。その間にはたびたびの余震があったり、それから今課長が言うように、これから梅雨に入ったり、そしてまた学校も始まっているわけですよ。それでまたいろんな産業分野の中で人が活発に動くようになってきているわけです。危険度が高くなってきているわけですから、やはり多少、一般の瓦礫がおくれても危険と称されるものは早くやるべきだと思いますので、その辺今までの考えをちょっと変えて進めていただきたいと。お願いします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第12号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案43号 南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第43号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第43号南三陸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、今回の震災により行方不明となった職員の生死が三月間わからない場合、または三月以内に死亡が明らかとなった職員で、その死亡の時期がわからない場合、本条例においては震災の日に死亡したものと推定するものとするために、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、議案書の12ページになりますけれども、給与条例に24項を今回附則に1項を加えるわけがございますけれども、東北地方太平洋沖地震により、災害により行方不明となった職員に対する特例措置ということで、先ほど町長が申し上げましたが、3月11日に発生した今回の地震によって行方不明になった職員、その生死が3カ月間わからない場合には当該職員は3月11日に死亡したものと推定すると、こういった内容です。これは国の法律が5月2日に公布されまして、それに準じて当町の職員の給与条例も改正するわけがございますが、これによりまして退職手当、死亡した職員については退職手当を請求できますが、行方不明の職員についてはこれまで退職手当の請求ができませんでしたが、この条例を制定することによって3カ月経過後、6月11日以降に退職手当を請求することができることとなります。

今回の大震災によりまして、職員39名、死亡または行方不明でございますけれども、現在まで死亡が確認された職員は16名、既に退職手当を請求してございますが、23名がいまだにまだ行方不明ということでございます。この行方不明の23名の職員につきましても6月11日以降、退職手当を請求できると、こういった内容でございますのでご理解をいただきたいと思っております。以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第44号 南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(後藤清喜君) 日程第10、議案第44号南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました、議案第44号南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行に伴い、災害援護資金の貸し付けに対し特例措置が講じられたことにより、本町において貸し付けを行う災害援護資金について所要の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものがあります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(最知明広君) それでは、説明をさせていただきます。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、災害援護資金の貸し付けに関し、特例措置が講じられたための条例改正であります。

内容といたしましては、議案関係資料の4ページをごらんください。

現行と特例措置の適用後の欄がございますので説明をさせていただきます。

貸付申込期限につきましては、現行が被災日の翌月1日から起算して3カ月後、東日本大震災におきましては、平成23年6月30日でしたが、今回の特例措置により平成30年3月31日まで延長されるということです。償還期間につきましても10年から13年に延長でございます。それから、償還期間中の据え置く期間も3年から6年並びに、下の米印1ですが、5年から8年に延長されます。利率につきましても、年3%で保証人が必ず必要だったんですが、保証人を立てる場合は無利子、それから保証人を立てない場合は年1.5%と改正になります。

なお、この条例改正に基づく予算措置につきましては、先般の4月臨時会におきまして貸付金として12億7,500万円を計上し、議決済みでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第45号 南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第45号南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第45号南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、今回の震災により被災した病院機能を移転し、その機能を確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 気温も上昇してきましたので、暑い方はどうぞ上着を脱いでも構いませんので脱いでください。

担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） これは、先ほど専決処分していただきました登米市米山の方に病院事業、病院を設置するという関係で、それに関する条例三つについて一部改正するものです。

議案参考資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

一つにつきましては、南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部改正でございます。

第1条2項におきまして、今まで病院しかなかったんですけれども、病院と診療所が今度できますので、病院事業を行う病院等と「等」が入っております。その等の中には、前は公立志津川病院が汐見町15番地にありましたけれども、公立志津川病院を登米市米山町字桜岡大又地内に設置する。それから、公立南三陸診療所を、志津川字沼田地内に設置するというところでございます。

経営の基本の第2条につきまして、第3項で、病院の病床数が126床ございましたけれども、米山に設置する病院につきましては、一般病床27床、それから療養病床12床ということになりまして、計39床という内容でございます。これが病院事業の設置に関する条例の一部改正でございます。

続きまして、次ページをお開きいただきたいと思います。

それに関連いたしまして、南三陸町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これは、医療職給料表の級別職務分類表ということでございまして、この中の職務の級の方に2級から4級までの間なんですけれども、病院の診療科と前はうたっていたんですけれども、それが病院と診療所ができますので、「病院または診療所の診療科」に改正するという内容です。5級につきましては、診療所長を新たに設けないといけないので、診療所の長を5級の方の1の中、病院の長、副院長、それから「診療所の長」ということでここに追加をさせていただきます。これが、給与条例に関する一部改正の内容でございます。

それから、次ページをお開きいただきたいと思います。

もう一つは、公立志津川病院の使用料及び手数料条例ということでございまして、これにつきましては、前は公立志津川病院の使用料及び手数料ということになっていましたけれども、病院と診療所両方ありますので、この名称を「南三陸町病院事業使用料及び手数料条例」にこれを改正するというのと、そこの中の条例の中の第1条で、「公立志津川病院において診療をおけるものにつき」ということでの限定でございましたけれども、これが先ほど説明しました設置条例の第1項、第2項に病院と診療所ということであっていますので、その条項を入れまして、「南三陸町病院事業の設置に関する条例第1条第2項に規定する病院事業を行う病院等」ということに変更するものでございます。

それで、施行月日は6月1日という格好でございまして、よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 病院機能として診療所と、それから入院施設と、そういうことで今この条例が出ているわけですが、私お尋ねしたいのは、先日、午前中に診療している今の仮設の診療所に行ってみたんですが、大変狭くて、患者さんは多くて、そして先生方も苦勞なさりながら診察をしていたと。患者さんも待合室もないものですから、外のところに待っていると。そういう状況で、病院としてはいかに仮設だといいいながら大変な状況だなと思って見てきました。それで、診療に対する影響も大きいし、患者さんの立場としても大変過酷な状況だと私はそのように見てきましたので、診療内容にしても検査もできないと、そういうこともありますので、先ほど専決処分の際に、今後は狭いのでプレハブをつくりたいと、そういう説明がありましたが、これは病院の建設に対してもっときちっとしたものを考えているのかどうか、その辺を町長からお聞きしたいなと思っております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のプレハブの診療所におきましては、今大瀧委員がおっしゃるとおりだと思います。私も何回か足を運んでおりますが、なかなか受付の窓口の方に入り切れない方々が外でお待ちになって、たまたま雨の日にもちょっと行ったときに、そこにもう雨が吹き込んでくるということで、これは決して環境的に、しかも仮設トイレでございまして、病院の診療所の機能としては、これは好ましくないという判断を私しております、かといって、本院をつくるにはまだ何年かかかるわけでございますので、それまでの間に何とか大きい仮診療所をつくって、そこで対応したいというふうに思っておりました。

実はこの間、国の1次補正がございまして、その中で仮診療所に対しての予算、それがマッ

クス3,100万円ということですので、到底その金額ではそういった診療所はできないということですので。事務方にも指示を出してどれぐらいの金額がかかるのだという指示を出しておったのですが、大体1億5,000万円か2億円ぐらいということですので、早速、国の宮城県選出の国会議員を含めまして何とかその辺の予算措置をお願いしたいということで交渉をいたしておりまして、現時点として明確に決まったというふうなお話はできませんが、前向きな形の中で今その作業が進んでいるというふうに思っておりますので、できれば早い時期にそういった大きな仮設診療所をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） あくまでも仮設診療所というのは、本当に患者さんにとっても診療している先生方にとっても、働いているスタッフの方にとっても大変過酷だと思いますね。それは、今、町長が考えている診療所はいつごろになるのか、そしてどういうものなのかちょっと具体的には見えてきませんが、私提案したいと思います。急いでアリーナの中に診療所とかつくった方がいいのではないかなと私は思うのですが、物資もあるんですが、あれは本当に仮設ですね。物置を建てて、その方がいいような気がしますので。今まで診療所をやっていたところもありますよね。それからもう一つ物資を置いているところありますので、そこでやった方がいいのではないかなと私はちょっと考えておりましたので、ぜひその辺も検討してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご提案はご提案としてお聞きしますが、私どもの町とすれば、新しい仮設の診療所、大きいものを、トイレもちろん合併浄化槽を使ってですが、そういう形の中での仮診療所をつくるという方向で今進めておりますので、大瀧委員のお話はお話として承りますが、町の方向性はそういう方向性ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ついでに町長、いつごろになるか、その辺をもう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に今明確にこの時期というふうには言えませんが、予算の問題がございますので、その辺がクリアできれば進めていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいままでは新旧の条例改正についてあったんですけども、これは

公立病院とは別個に聞いておきたいなと思うのですけれども、つまり、町に個人開業医というのが何件かあったはずです。その開業医の今後の処遇と申しますか、それから対応策はどう考えておられるのか。また、それは各自開業医の判断と申しますか、そういうのに任せておくのか、町の再生支援はないのか、この辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 発生以来、笹原先生には現在もそうですが、囑託という形の中でお手伝いをいただいておりますが、ほかの開業医の先生方につきましては他の病院にご勤務をなさっている方、あるいは別なところで仕事をなさっている方々がいらっしゃいますので、そこまで我々としては強制してこちらの方にといいわけにもなかなかまいらないという現実もございます。

いずれにしましても、開業医の先生がいなくなったということで、そういう意味では公立志津川病院のいわゆる診療所、その辺の体制というものが非常に重要だというふうに思っておりますので、今後ともその辺含めて頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 公立病院だけでなく町の医療機関として、各個人開業医の先生方には大変地域の医療機関として貢献をされてこられたわけがございます。そういう意味合いからすれば、やはり町として復興に向けてぜひ個人開業医の面も必要性があるのではないかなというふうな思いもするので、この辺もぜひ町として考えていただければ、地域の医療、そして患者さんに対する対応、そういったものが十分図られるのではないかなというふうに思います。と申しますのは、やはり被災後の健康というのが非常に、今3カ月になろうとしているんですけども、各避難所、あるいは地域の各自の家庭であってもその疲労の度合いとか新たな病気の発生と申しますか、連日救急車の音を聞かない日がないぐらい出てきているので、そういう面も考えた場合にやはり地元として、町として私は個人開業医のこともぜひ考えて処置を取っていただきたいなど、そんな思いをお願いしておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第46号 南三陸町訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第12、議案第46号南三陸町訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第46号南三陸町訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、今回の震災により被災したりあす訪問看護ステーションの位置を変更したいため、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） それでは、今町長が申し上げたとおりなんですけれども、議案参考資料の最後のページになります。10ページをお開きいただきたいと思います。

訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例ということで載っていますが、3条の中で名称と位置をここでうたっております。今まで汐見町15番地ということで、公立病院志津川病院内ということでうたっておりましたけれども、被災によりましてこれを今沼田地内の仮施設の中で行っておりますので、「志津川字沼田地内」ということで位置を変更するというものでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第47号 南三陸町震災復興基金条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第13、議案第47号南三陸町震災復興基金条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第47号南三陸町震災復興基金条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復興に充てられたい旨の寄附金について、これを基金として積み立て、今後の計画的な復興の財源とするため、当該基金を設置するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 趣旨につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

議案書の21ページをお開き願いたいと思います。

第1条にも設置の目的を記載をしておりますが、今回の大震災に対しまして町の復興や新たなまちづくりにと寄せられた、用途が特定された寄附金につきまして、今後策定する震災復興計画に基づき、計画的かつ有効的に活用するため基金を設置するものでございます。

第2条以降につきましては、他の基金条例と同様に管理の方法等について規定しております。

なお、現在の寄附金の額につきましては後の補正予算にも計上しておりますが、宮城県町村会を始め全国各地の70の自治体、町村会、団体、個人から4,425万円を寄せられており、復興計画に計上する事業等に充てるなどの目的のため基金として積み立てるものでございます。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 基金条例ですが、条例は23年6月1日から施行するとあります。先ほどの説明で、義援金をいつ出すのかという話、同僚委員の質問に対して27日、明日に配布すると、そういう答弁がありました。この基金とは関係なくあしたは義援金を配布すると、そういうことになるわけですか。それが一つです。

心配されるのは、基金として積み立ててしまいますと、なかなか町民の中で必要なときに必要なものが配布されないと、そういうふうな懸念がされますのであえてお聞きいたします。

先日、報道機関の新聞を読みましたら、復興町町民会議ですか、その中で、インフラ整備や町民の生活安定のためにこれを使うと、そういうふうな項目がありました。私は本当にそういう趣旨になって、インフラだけの整備だけでなく住民の生活の安定に対する使い方、そういうものが必要だと思いますので、その辺も含めて答弁をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） まず、第1点目の義援金との区別のことですが、あくまでもこれは義援金とは性質的に異なっておりまして、復興や新たなまちづくりにという趣旨のもとで寄せられた寄附金でございます。そういった観点で義援金との関係はちょっと紛らわしい部分がありますが、あくまでも復興計画などに基きました事業に充当していくというものでございます。

それと町としての使い方、報道関係機関の方で、委員ご指摘のとおり記載されていたような記憶が私もございますが、あくまでもインフラ整備というものがあったり、復興計画に基づいた事業について充当するものでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、先ほどお話しありました4,400何がしの金額ですね。これは寄附金として寄せられたもので、町民に配布する義援金とは、これはまた別だと、そういうお話でしたよね。そうすると全部でどれくらいの金額になるのでしょうかね。私は、4,400何万円ということはちょっと少ないなと実は思っておりましたので、もっと多くの寄附金とか義援金が寄せられていると思いますので、その辺の金額をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 出納室長。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、一般の義援金の額について私の方から報告させていただきます。

毎日金額が動いているものですから、5月23日現在で申し上げます。合計で4億7,920万8,217円の義援金が入っているということでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） わかりました。本当にこれは金額がちょっと少ないなと思っていましたので、4億円何がしのお金が入っていると、約4億8,000万円ですね。これがあしたの、明日義援金として皆さんにお渡しすると、そういうふうを受け取っていいのでしょうか。全額ではないと思いますが、その辺の中から出ると。そのように解釈してよろしいでしょうか。以上です。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） あした支給される義援金につきましては、町の義援金としては件数が2,691件、2億6,510万円、それから国、赤十字等から義援金として配分された額が9億2,825万円という額になります。ですから、先ほど出納室長がお話ししました町の義援金の中で2億6,510万円があしたは支給される予定だということでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（後藤清喜君） 日程第14、議案第48号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第48号平成23年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、民有地への応急仮設住宅の建設を早急に進めるため、整地及び給水施設工事に要する経費を補正計上したほか、復興推進に向けた基金の造成費用等、緊急性・特殊性のある事業について所要の措置を講じたものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、7ページ、8ページでございますけれども、7ページ、寄附金として4,425万円、前議案で可決をいただきました寄附金でございます。

歳出でございますが、8ページでございますけれども、16目の震災復興推進費ということで報償費から積立金までございますが、報償費につきましては復興計画策定会議委員の謝金ということで、9名分の委員の謝金を見込んでございます。

旅費118万2,000円ですが、これは委員の旅費、あるいは講演会の講師の旅費等を見込んでございます。

それから、印刷製本費で220万5,000円、これは先の話になりますけれども、復興計画が策定された場合の計画書の印刷費ということで7,000部ほどを見込んでございます。

委託料で231万4,000円、復興計画策定支援委託料ということで、宮城大学へ委託する人件費相当分でございます。

それから、下段の積立金4,425万円、先ほど前議案で認定をいただきました復興基金に4,425万円を基金として積み立てするものでございます。

それから9ページでございますが、災害救助費で3,000万円、応急仮設住宅地整備工事ということで、民有地にかかわる整地工事、あるいはまた給水施設工事等を見込んでございます。失礼しました、整地工事に2,000万円、給水施設工事に1,000万円、合計3,000万円見込んでご

ざいます。以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 9ページの工事請負費応急仮設住宅の整備2,000万円だそうです。これは民有地、基本的には県が整備するものと思いますが、民有地ということで町が負担すると、そういうとらえ方でよろしいのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 敷地の整地、若干の造成を伴う整地につきましては、すべて建てる状態にして県の方で仮設住宅を建てるというふうになっておりますので、民有地につきましては平な土地が余りございませんので、その辺を整地をさせていただくということになります。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 整地についてはわかりました。それで、大分テレビ等でも仮設住宅への入居者が少ないといいますが、空いている状況があると。当町はどのような状況になっているかわかりませんが、これらの整備が進んだ場合、入居希望者等の数、それが満たされるような状況に今進んでいるのでしょうか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 現在、1,974世帯から申し込みがございます。それで、これに必要な用地については一応あります。ただ、その用地が入居者の希望するところになるかどうかというちょっと問題がございます。この用地をすべて今建設をするということではなくて、今もそういう候補地というものを探してございます。最終的にはすべての方を入居をさせていくということで建設を進めてございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） そうしますと、今後はある程度入居者の希望も取り入れながら整備をしていくと、そういうことですね。

それと、現在、集団避難などされていますね。例えば鳴子方面ですとか、そういったのはいつごろまで続けていかれるのでしょうか。例えば、この仮設住宅の整備が進んだ段階でストップになると、そういうとらえ方でしょうか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 集団避難につきましては、3次で一応募集は締め切っておりま

すので、今後は募集はいたさない予定でございます。それで、仮設住宅に皆様入られましたら、その分が戻ってくるというようなことを仮定しておりますので、仮設住宅の建設が終わりまして入居が決まりましたら集団避難もそこで終了というような、そういう考えでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今回の同僚委員の質問に関連ですが、仮設の建設場所、一応終わった部分で志津小学校跡地がすごい大きい広さで仮設の整備が進んで、テレビ報道の中で建設課長が県の担当者に「この土地でいかがでしょうか」というような質問をされたときに「だめです」と、一言で結局県の方の許可が下りなくて、あそこはあのままになったんですけれども、あそこの整地費というのは結局幾らくらい、町の方の負担ということなんですか。その辺、わかったら教えてください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 志津小学校跡地の整地につきましては自衛隊にお願いをして瓦礫の処理をいたしました。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） そうすると、あそこは仮設建設ではないということですね。自衛隊がやった、自衛隊がやったということは経費がかかっていないということの判断でいいのでしょうか。あの部分も被災地なので、とりあえずあそこに仮設を建てるということは国の方でも認めないということはだれが考えてもわかることなんですけれども、漁民に関してはやはり海の近いところで住みたいと、その要望が色濃くやはりあるみたいで、ただ、今回のような津波が来ないという確証もありません。とりあえず、今後は宮城県沖地震ですか、それが相当想定されますので、その辺を考えた場合、あそこの仮設用地としての整地は基本的には無理だというような方向だったと私は思います。報道でも仮設建設の用地に志津小学校みたいな感じがあったので、それは最初から間違っているのかなというような感じに私は思いました。

あと、今後45号線の新井田から清水にかけてのブローラー会社の下の方でも結局整地がされて、あの部分の整地に関しても仮設建設用地としての整備だったんでしょうか、その辺。

とりあえず、清水の仮設建設場所に当たっての整地については、清水の小学校の仮設については町の経費はかからないということですね。それとあと、ブローラーの下の方の整地についてはどういうことなのか教えてください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 清水小学校跡地の瓦礫の除去でございますけれども、これは清水小学校跡地に清水の行政区の方からいろいろ要望がありまして、そこに仮設住宅を私どもは何とか建てられないかということで造成をさせていただきます。ただ、県の方ではそこは浸水域で建てられないという結論になりますので現在のままでございます。

それから、西城ブローラーさんの付近なんですけれども、あそこについては町の方の関与はありません。個人の造成だと思います。（「建設課長、造成費はどのなの」の声あり）造成費につきましては、自衛隊の方で造成いたしましたので町の費用としては特にかかっておりません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） わかりました。すごい整地の広さなので、その辺が町の負担として活用されなかったらむだな経費かなと思って質問させていただきました。

あと、仮設については国の方の仮設と、そのほかに何か歌津の方で民間の業者さんがとりあえず罹災加算金でもって民間の仮設をつくっているというような話を聞いたんですが、その辺の情報は町としてはとらえているのでしょうか。最後にその辺だけお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅そのものは、災害救助で県が建てることになっております。

それで、民間の仮設については、私の聞いているところでは馬場地区にそういうふうな仮設住宅を建てたいというふうなことでそういう話があったというのは聞いております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 8番でございます。

今、前者も聞いておられましたけれども、工事請負費で3,000万円とありますけれども、これらの民有地、どの地域でどれくらいの箇所を見ておるのか。そしてまた、町民各位に聞きますと、「なかなか、おら抽選に当たらねや」と、そういう声もありますし、中には抽選に当たったんだけど、そこを辞退する人もいるのだそうだけれども、「我々みたいに本当に必要としている人にさっぱり当たらないや」と、こういう声も多々あります。それらも勘察した上で、この3,000万円でどの地域、そして何箇所ぐらいをとりあえず見ているかお伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 現在、自衛隊にお願いして敷地造成、整地をやっております。ただ、

自衛隊につきまして、いつまでこれができるのかというような明確に決まっておりませんし、撤退があるかもしれません。それで、今10カ所程度整地を予定していますし、それから自衛隊で設置をする場合は、例えば山林とか桑畑とかもかなりあるんですけれども、そういったところについては自衛隊では行わないので、こちら森林組合とか、そういうところを頼みながら進めていっているという現状なものですから、今現在、民有地につきましては33カ所ほど候補地を挙げてございます。これは建てる方向の候補地でございますけれども、ただ、まだそういう入居者の要望がございますので、土地を探しておりますので、若干ふえるのではないかと思います。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今、候補地は33カ所、でもいろいろ調べを進めながら進んでいくのと思っておりますけれども、はて33カ所、実は我々津波の被害のなかったエリア地域でも震災当初から地域としてこういう何箇所かを提示しておりますけれども、入居希望者が、アンケートをとっておりますけれども、いないためいか、それともなかなか調査も来ていないという声も聞きますけれども、その点はいかが考えられますか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 民有地、候補地33カ所というのは建てられる、これは県あるいは都市再生機構、国の機関なんですけれども、そちらの方から来て見ていただいたところが33カ所で今建てられるという状況でございます。候補地につきましては60カ所ぐらいをすべて見ましたけれども、やはりあとの候補地については建てられないというふうなバツ印をつけてございますので、今私どもに来ているものはすべて現地を確認しているということでございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 候補地は全部で60カ所であって、いろいろ見たけれども、バツ印、バツ印になったところは、こういう提案をしたんだけど、その地主とか紹介者に対して何らまだ返答もしていないということだと思います。これはそういうご好意がありましたけれども、声がありましたけれども、こういう状況下でおたくの土地は不要ですよと、そういうお断りの一報も必要ではないかなと、こんなふうに考えるところであります。

あと、この中で希望者には全員充当させられるということによろしいですね。その辺再度確認して終わります。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 今現在、歌津と戸倉地区についてはおおむね希望どおりいく見込みでございます。ただ、志津川地区につきましては絶対数、まだ土地が足りません。それで、今現在もいろいろ探してございます。そういう中で、今歌津あるいは戸倉エリアの方に行ける人はそちらの方に行ってもらいたいということもございまして、新たに避難場所を回りましてその辺のお話をしながら、希望をできるだけかなえられるようにこれから対策をとっていきたいということでございます。

いずれにしても、現在も志津川地区につきましては、エリアも含めて土地を探してございます。（「課長、お断りの案内」の声あり）地権者につきましてはこちらの方で正式にその辺を皆さんにお知らせをしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 仮設住宅でございますが、盛んに建設が進められて、抽選をされて入居している、ここに徐々に入居しているという実態でございます。ただ、町内の話をちょっと聞いてみますと、当選したと、結果的に、それでも入居を辞退すると。そして予備登録というか、そういう方が繰り上げて入るというケースがあるということでございますが、そういう状況では町としても大変だと思うんですね。その辺の理由というか、どういう根拠でそういう考えを持つのか。あるいは、そういう辞退に対して町としてどういうふうに対処していくのか、その辺の考え方を教えてください。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 仮設住宅入居選考委員会の委員長をやっておりますので、私からお答えをさせていただきますけれども、これまで完成が922で、工事中が200ちょっとございますので、それについては既に抽選をやっております。今、お話にございましたように、当選しても辞退をすると。あらかじめは予想されておるわけでございますので補欠を各団地ごとに一定数とおるんですけれども、その理由はさまざまでございます。ご案内のように、仮設住宅の入居申し込みの際に、大きく志津川地区、戸倉地区、入谷地区、歌津地区、それから町外という五つの項目でくくって申し込みをとっておるわけでございまして、人によりましてはどこでもいいということで5カ所全部に丸印をつけた方も大分いらっしゃいますので、そういった方はすべての団地について抽選の資格を持っていますので、ところが、実際当選しますと、当初はそう思ったんだけど、できればこちらの方がこの後仮設住宅が建つのでそちらの方に期待をしたいということで入居を辞退されるという方もいらっしゃいます。それから、その後民地の方が、今お話にもございましたように、具体的に徐々に慣れてまい

ってきておりまして、当該地域の方にそういう仮設住宅の建設が見込めるのであれば、同じ地域内であってもその地域に入居したいというような細部についての事情もあるようでございまして、そういった分については補欠でも埋め切れない場合については、次回の抽選のときにそのまた分は抽選をするという方法でやってございます。

なお、後段お話がございましたように、今、当選をしてもいろんな事情で、辞退ではなくて入居が進まない部分もございまして、これまたいろいろ事情があるようでございまして、ご案内のように、既に町内の仮設住宅建設を終えた分でも、正直、ライフラインの水の部分が必ずしも十分でない。当該地域については大きい受水槽を置きながら、生活用水の給水を送りながら日常生活の入浴とか洗濯、そういったものに充当してもらうようにやっておりますけれども、それとて必ずしも利用者からすると十分な水量でないというお話も伺っておりますので、そういった事情から、もうちょっと様子を見たいというお話もございまして、一方では、選考委員会でそういった理由、それ以外の理由もあるようでございまして、いずれにしても、残念ながら当選しなかったという方々もいらっしゃるわけですので、建設課の方で、当選して入居が決定して契約書の取り交わしをしました後、一定の期間内で合理的な理由がなくて入居をしないという方については、これは入居の取り消しをせざるを得ないということで選考委員会として決定してございまして、大体10日ぐらいをめどに入居をしてもらう。そこにどうしても入居できない理由が、一定の合理的理由があれば別でございまして、ちょっと不便だというようなぐらいの理由であれば、この際一回そこはご辞退をいただくというような形で、1日でも早い入居を待っていらっしゃる方々がいらっしゃるわけですので、そういうような対応をしていこうというように選考委員会では決定してございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） いずれ、1974戸ですか、そういう申し込み希望があるということでございまして、最終的には全戸入居が可能だというふうな状況になるのでしょうか、現段階でやはり入居を強く希望している方から見れば、せっかく当選してそういう場所に入居できるという状態の中で、それを拒否して入居しないというのは、やはり非常に当選したくても当選しない方多くいるわけですので、やはり今副町長が申し上げたように、合理的な理由がなければ一定の厳しさというか、こういう状況の中で厳しさということが当てはまるかどうか分かりませんが、やはり一定のそういう厳格さを持ちながら、今後の仮設住宅に入居する、最終的には全戸入居のしょうけれども、いわゆる整然と進めていただきたいなとい

うふうな思いをしておりますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 8ページの13節委託料ということですので、宮城大学に復興計画策定支援委託をするのだということですが、ここには専門にこういう計画策定案などをつくる方がいるのか。宮城大学で策定されたものがどのように今後進んでいくものか。策定いただいたが、どうも本町に合わないなどというのがあるのかなと思いますが、これらの内容について、宮城大学を選んだこと、宮城大学にはそういう専門家がいますのかどうか。その策定が今後本町の復旧、復興にどのような意味を持つものかお伺いをします。

それから、9ページの工事請負の関係であります、922戸が完成をされた。それで1,974世帯が必要なのだということですが、これに間違いがないのか。何か、先日テレビですか、随分南三陸、希望者が減ってきているなどということも言われておりますので、なかなか確定というわけにもいきませんが、今後そうすると1,000戸、1,000世帯必要になってくるわけですが、それが現段階ではそういう計画なのかどうか。

それから、民間の仮設住宅だと思っておりますが、整備に3,000万円、これで全部終了するのか、全部充足ができるのかどうか。また足りなくなるとまた予算が必要になるのか、その辺がどのような場所も決まらないのに造成地を取るといことは果たしてどんなことで、場所が決まっていないうのだから、それに対して宅地の整備工事費を今ここで計上している。何がなんだかわけがわかりませんが、先に工事費の予算をとって、それから場所を選ぶんですか。詳しくその辺、ご説明を願います。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） まず最初のご質問、復興計画の策定支援の宮城大学との関係でございますが、宮城大学には事業構想学部という学部が今回主体的になりまして、それと県のシンクタンクを担っております地域振興事業部という部署がございます。それぞれ都市計画にすぐれた先生方もおりますし、そういった中で、あわせて産業部分、そういった部分も考えながら基礎調査や事業者等のニーズ調査を行う予定になっております。それとあわせて、各浜の土地利用計画のデザイン等も宮城大学の方でやっただくというふうなものでございまして、あくまでも町がつくる計画についての支援ということでございます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 先ほど945戸という、報道の数字だと思んですけども、この後特別委員会の方で資料がございますけれども、今現在1,679戸、こういったものが建設している、

あるいは建設に向けて着手をするようになってございます。

それとあと、工事請負費の方なのですが、これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、桑畑とか夜間の山林とか、これは自衛隊でやらないので、森林組合とかそういうふうに頼んで、切って抜根処理とか、そういうことがございますので、今進めている箇所にもそういった工事費を使わせていただくということと、今後調整する部分、こういったところも含めて、今回予算を計上してございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 私が質問して伺いをたてていることに対する答弁がどうもあいまいで…。私は、この宮城大学で計画策定されたものがどの程度今後の南三陸町の復興にかかわっていくのか、それらも聞きたかったわけですが、もう一度お願いします。せっかく230何万円の委託料をかけて、これはうまくなかったというようなことでも、専門家がいるのだと、学部があるということですが、230万円で何が出るのかなというふうに思いますが、この程度のものであれば優秀な課長さんぐらいでもできるのではないかなと、そういうふうにも思いますよ。すべて何もかにも人頼みで委託だ何だとやっていたのでは幾らお金があっても足りませんよ。課長たちがやはりもう少し知恵を出してやっていただきたいなと思います。ご期待をしているところであります。

それから、1,679戸できるのだということですから、全体的に。その中で922戸が完成されているということなんでしょうかね。1,974世帯ではなくて、300世帯ぐらい少なくなったということなのか、さっぱりわけがわからないわけですね。そこら辺をはっきり言ってもらわないとわけがわからなくなります。

それから3,000万円ですが、それで今後すべて造成が完了するのかどうかというのを聞いているわけですがけれども、その辺について。また予算が必要だ、また予算が必要だということでも何でもこういうふうに補正するようでもうまくないので、その辺の見通し。予算をとったら予算内で全部やってくださいよ、3,000万円。全部すべての民間の整地料ですよ、ここではっきりと申し上げておきますので、その自信のほどはあるのかどうか、もう一回ご答弁願います。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） ご指摘の点につきましては肝に銘じて今後進めてまいります。あくまでも計画策定につきましては町で行います。その我々ができない人手の部分、そういった部分を補うのが今回宮城大学の役割になっておりますので、すべて私どもででき

るものはやりますし、最小限の経費を今回お手伝い分として、委託料として計上したところでございます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 1,974世帯は今現在の入居の正式な申し込みの世帯の数でございます。ただ、罹災世帯がおおむね3,300というふうに言われておりますので、その間の数字、残った数字につきましてはなかなかはっきりこちらで把握というか、調査はしていますけれども、住宅の入居を呼びかけてはいるんですけれども、今現在そのような数字になっておまして、これでとまるのか、もう少しふえるのかというのはもう少し状況を見ていかないとはいっきりお答えができないというところでございます。できるだけ皆さんがすぐ出せるようにこちらの方でも広報をしながら対処をしてみたいと思います。

それから造成工事でございますけれども、これは今現在自衛隊の方をお願いしてございますので、できれば自衛隊の方で長くこの地にとどまってくれば造成工事は自衛隊の方で計画的にいくと思いますので、そういった場合につきましては造成工事の費用が民間でやる分が少なくなりますので、できるだけこの予算の範囲内で対処をしてみたいと現在のところは考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私も8ページの委託料ですけれども、町が委託料として予算の計上ということになりますと、業務委託という認識になるわけだと私は思っているんです。そのときに、先ほど来の説明を聞きますと、町がやる、足りない部分を応援していただくというか、支援をしてもらうのだというような、具体的にどういうふうな内容のものを業務委託するのかですね。宮城大学に業務委託をして、これが、先ほど午前中に話した策定会の方にもかけられると思うんですけれども、この出てきたまちづくり都市計画を、宮城大学で出てきたものを、策定委員の中に宮城大学の先生も入っているわけですよ。自分の大学で出てきたものを大学の教授が、これはうまくあったとかないとかと言われてっぺがや。ごもつとも、ごもつともと通すのでないですかね。私はそういう感じがしますよ。私だったらですよ、宮城大学の先生方は違うかもしれませんけれども。その辺、どのような形というか構図になるのか、ちょっとクエスチョンマークです。

それから、先ほど来、仮設住宅の件でいろいろと質問が出てきまして、私も特別委員会でやるのかなと思っていたのですが、皆さんも質問しているんですが、副町長が住宅の選考委員会で担当しているということでお話がありました。抽選会がありまして、当選されて説明会

があるわけですが、入居に関して。説明会が終わって、かぎを引き渡すまでの期間を何日に設定しておるのか。それから、かぎを渡して入居をするまでの期間を、先ほど10日くらいというようなお話がありましたが、場所によっては6日間か5日間くらいになっているというようなお話も聞きますが、一定でないのかどうなのか、その辺。きちっとした取り決めがなされているのかどうかという問題が一つと、それから、実はいろいろと騒ぎというか、問題になっておるのが、当選したと、しかしいろんな事情から私はそこには行かないよと、キャンセルと、かぎも持たないで。といったときに次の抽選にまたその方が当たってしまったと。何だべあの方、1回目、前回キャンセルしたのにまた次も当たった。私、前回も今回まだ1回も当たっていないんだ、私たち早く仮設住宅に行きたいんだ、住みたいんだ。何やっているんだべと、こういう問題がそっちこっちで起きているわけですね。そのキャンセルといいますが、いろんな事情があるというふうな説明がありましたけれども、例えばそういう一度キャンセルした方は最後の方に抽選をまわすとかというような、ペナルティではないでしょうけれども、いろんな事情があるのはわかりますが、そういうことも考えていかなければならないのかなと、そんな感じがいたしておりますので、そのところの今後の進め方についての考え方をお聞かせいただきたいと思っておりますし、それから、かぎを渡して入居をしているのかどうかという確認といいますが、集団避難者の入居している人の人数なども後で特別委員会で聞きますけれども、そういうことがどうなっているのか。確認、チェックといいますが、かぎは渡して荷物がある、人がいない、どこに行ったんだと、避難場所に行っていると、こんな話も聞こえてきますので、その辺のチェック体制はどのなっているのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） わかりにくい説明で大変恐縮しておりますが、最初に、先ほども申し上げましたが、あくまでも町が計画策定するうち、例えば事業者を今後どういうふうな形で事業を続けるかとか、そういった意向調査なども予定しております。そういった集計とか、そういった私どもが人手が足りずできない部分を補うという部分もありますし、あと、これからさまざまな形で委員の方々にも検討をいただくような場面がございますが、各地域ごとのグラウンドデザイン、そういったものの案をいいますか、絵を描くような仕事が主な業務の内容になっております。そもそもは町が担う部分の町ができない部分の一部を担っていただくという役割でございます。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 質問にございました説明会からかぎの引き渡し、そしてかぎを渡した後の入居後の動向については後ほど担当課長からお答えをさせますけれども、先ほどお話ししましたのは、当選してから契約の締結をしてなかなか入居しないという場合の、例えば10日ぐらい、あるいは1週間という話は、実はいろんな話が具体的に出てきましたのが、私どもの方に聞こえてきたのが近々でございましたので、前回の選考委員会でそういう話を具体的にテーブルに乗せまして、ここはしっかりしていこうというような決定をしたところがございますので、それ以前の分についてはおっしゃるようなお話が現実あるというようには聞いてございます。その辺については今後きちんと、先ほど3番委員にお答えを申し上げましたけれども、そういうような形で適正に対応していきたいというふうに思っております。

キャンセルがあった場合の次回の抽選といたしますか、そこの権利の部分でございますけれども、先ほどお話ししましたように、どうしても志津川地区、あるいは歌津地区とかと大きいくくりの中で申し込みをしているものでございますから、ご案内のとおり3割は社会的弱者ということで優先入居させているわけでございますけれども、7割分についてはどうしても、特に公共用地についてはフリー抽選ということでございますので、今お話にあった件については、同じ団地で当選をして、それで辞退をしたと。当然辞退があれば補欠の分がどんどん上がってくるわけですが、あらかじめ選んでおいた補欠でも充足できない場合もあるんです、辞退者が多くて。その場合にどうしても次回の抽選会の際に、そこの団地についてまだ5戸空いているので5戸の入居者を決定しようというときに、地域全体を希望した人からまた抽選するものですから、確かに中にはお話のようなことがあってどうなんだというお話がございましたけれども、ここは当然同じ団地に二度当たった場合については多分同じくキャンセルをなさるんだらうということでございますので、ただ、隣の団地について入居をしたいという希望をする権利といたしますか、そういうものは生きているわけでございますので、それはそれで一般の方と同じように抽選に加えざるを得ないんだらうなというように考えてございます。確かに、いろんな細々とした具体问题で選考委員会の方に寄せられていることは私も十分承知してございますけれども、ただ、現在進めているような抽選方法ではそういう方法……わかりやすいだらうなと思いつつも、一応問題があることも十分承知しながらもそういう方法で当面はやっていきたいというようには思っております。

冒頭話した事務手続上の流れについては担当課長から説明をさせます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、入居説明会の日程なんですけれども、仮設住宅を工事してい

る工事業者が県に竣工検査をして引き渡すという日時がおおむね10日から1週間以内ぐらいにこちらに連絡が来ますので、それで引き渡しの日から1週間以内ぐらいにこちらの方は入居説明会をさせていただいております。それで、かぎをこちらの方で県の方から引き取って次の日に入居ができるような体制に今もっていますので、それでかぎを引き渡しをしてございます。それから、かぎを引き渡してそれから何日以内に入るかということにつきましては、当初いろいろ電気とか水道の問題がありましたのでおおむねの10日ぐらいという、あるいは事情によってはひと月ぐらいということもこちらの方でいろいろお話ししてございましたけれども、現在は1週間以内というふうなことを決めてございますので、その1週間につきましては公営住宅の入居も1週間でございますので、そちらの方と合せているということでございます。

それから、入居者の現在の確認でございますけれども、昨日もそうなんですけれども、夜、各団地、今5団地ございますけれども、その辺の入居状況、これは明かりがどれぐらいついているかということは今町の方で調査をしております。それで、今月末か来月の初めに各団地、一応全員に集まっていただきまして、そこで入居届けというものをしっかり出してもらって、それで入居の状況、事情をそれぞれから確認をして、合理的な理由がないという人については、これはキャンセル、あるいは明け渡しということも今検討してございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 9番です。

先ほど8番委員からも質問があったんですけれども、3,000万円の予算で今33棟を見て回って、それが今後県からの許可も得て、そこを整地すると言いますけれども、そうすると大体1カ所100万円かからないような予算なんですけれども、大体そういう計算でやっているのでしょうか、一つそこを伺います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 33カ所をこの予算ですべてやるということではございません。これは既に自衛隊の方で整地をしながら今仮設住宅を建てるようなところまで来てございますので、まだ整地をしていないところがございます。それから、この整地をする際にも立木とかいろんな、そこに仮設物とかがございますので、そちらの方はこの予算の中で対処をしていかなければなりませんし、それから自衛隊では水道も引き込みはできませんので、水道が基準以上長くなる場合はこちらの予算で対処をするということでございます。おおむね10カ所程度でこの辺が対処できるのかなということでございます。ただ、自衛隊が長く駐屯していた

できればもう少し予算については安く済むのではないかと考えております。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） そうしますと、自衛隊の入らないところで1カ所で大体どれぐらいの予算を見ておるんですか。例えば細浦あたりは。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 細浦につきましては、今自衛隊の方にいろいろ設置をお願いしてございます。あとは袖浜とか荒砥とか、水道の引き込みが長いとか、桑の木が物すごく年数がたって太いとか、そういうところがございますので、そちらの方を対策をとっていきたいと思っています。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） そうすると、やはり寄木あたりも自衛隊が入ってもできなかったところなんですか。ああいうところはやはり町の予算では足りないということを再三言われたんですけども、ああいうところもやはり自衛隊が入ってもできなかったと言って、よその部落にまたお願いして用地を借りたわけなんですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 寄木につきましては、区長さんのひまわり畑の箇所だと思いますけれども、ここにつきましては個人の道路がありまして、建設車両といえますか、そういうトラックがなかなか入っていけないところでございます。拡幅改良も非常にむずかしいところもありますし、それから裏側から入れますけれども、これは山林を伐採して新たに道路をつくらなければならないということなので、仮設住宅の建設地としては、これはなかなか難しいという判断をさせていただいております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 11番。

復興計画策定会議であります。これの答申といえますか、結論といえますか、これはいつごろ得られる予定なのか、その期日を明確にしてください。

それから、仮設の抽選の問題、私も一言申し上げておかなければならないと思って今おるわけですが、宮城県内各地を見ますと、それぞれ阪神淡路大震災、あるいは中越地震等の教訓のもとに、皆、地域抽選だとか、さまざま抽選方法に工夫を加えてやっているようでもありますけれども、本町は当初から一律抽選と、それが町民の公共施設だから公平・公正なんだという論法のもとに抽選を行ったわけでありまして。その結果として、今一番大切な、こ

れからのまちづくりに最も町民に協力を得なければならない、最も大切な地域コミュニティというものを壊してしまったなど、今私はそういうふうに思っております。それは、「抽選に当たったからおめえはよかったな。だげんともおら、まだ当たらないんだや」と、こういうことであります。抽選に当たって入居しても、隣は何をする人ぞという状況になったわけであり、当局は公平・公正な抽選だという中で10人が10人、入居してもいずれも皆不本意な入居になったわけであり、自分の望むところには入れなかった、しかも地域の皆さんとはばらばらになってしまった。それゆえに今キャンセルも続出して、そして住民の皆さんは10人が10人、不満足で皆不満を述べている状況だというふうに私は認識をしております。

今、こうして新しい町を復興させていかなければならない、町民の協力を得なければならぬときに町民が反発をするような状況になったその現状を当局はどのように理解しておるのか、その辺のところをお答えいただきます。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） まず一つ目のご質問ですが、策定会議のスケジュールにつきましては後ほど特別委員会でもお示しする予定ですが、9月の上旬までには最終的なまとめをしたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 2点目のご質問、あるいはご意見でございますけれども、確かにいろんな問題が寄せられておることは事実です。ただ、ご理解いただかなければいけないのは、事実、それぞれ各地域にそれぞれの必要な、いわゆる仮設住宅の用地が確保できないという現実、これもやはり必要だろうと。ご案内のように、一次避難そのものでも必ずしも当該地域だけで、集落だけでカバーできた地域もございますし、市街地、大きい区域になってまいりますと一次避難所はいろんな地域からの寄せ集まりの中で、それはそれでいろいろリーダーも含めご苦労いただいて、自治組織あるいはコミュニティをつくられて今日に至っているという状況もございます。仮設住宅そのものの入居に当たって、私はコミュニティが崩壊をするというふうには考えておりません。それは結果として集落ごとに地域提案で用地が確保されて、その中で当該地域の方々が居住できると。仮設住宅でございますけれども、それでも2年、あるいはもう少しその先になるかもございませんけれども、それはそれでいわゆる地域優先枠というものを新たに選考委員会で作りまして、そういったものはそれで大切にしようという考え方も取り組んでございますけれども、少なくとも公共用地、当該地域の中でそれが確保できるものであれば、そういったものも十分配慮しながらやる必要があるんだろ

うというふうには私も認識してございますけれども、あわせてまた、それでは社会的弱者をなぜ3割という枠組みをつけたかということについてもこの際お話をさせていただきますけれども、一つの団地でそういった社会的弱者と言われる方々を残り7割の、健全な家庭と、これは適切ではございませんけれども、そういった方々がお互いに支え合いながら仮設住宅での一定の期間の生活をしていただくというような枠組みの中で考えてもでございます。

先ほどちょっとお話が出ましたけれども、例えば志津川地域、1,000戸の必要戸数に対して公共用地を確保できているのが220世帯だけでございます。こういったものをではどうすればいいのという話にもなるわけでございまして、及川委員がおっしゃるように、このことが今後の南三陸町の復興に、コミュニティの崩壊ということをあわせて、私は大きく支障を来すとは考えておりません。逆に言えば、こういうときだからこそ、地域の皆さんがいろんな苦難を乗り越えて一丸となって、やはり本町の再興復興に取り組む、そういう意味では一つのきっかけであってらってもいいのではないかと考えております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 9月の上旬に答申、答えを得るということでもありますけれども、県内の情報を見ますと、各町によっては新しいまちづくりが集団で移転するというような話が進んでおりまして、そのことは歌津地区等においても既に民間等で動き出しておる。しかしながら、動き出しておるさらに、復興の足かせになっておるのが、さっぱり町から何らの今後のまちづくりの明示がないということなのであります。示されないということなんですね。現在、町民の方々から商店、あるいは整備工場とかスタンドとか、そういった国道に隣接する商業地、加工場、こういった方々は、町民によっては早く再開をしたいんだけど、果たして国道45号線は移るのか、移らないのか、現在のままなのかということすらわからない。さらに、その用地でもって再開することは可能なのかどうかと。そこに店を再開しても住宅地が別なところに行ってしまったならば、人のいないところに商店を再開することになるのではないかというおそれもある。したがって、次の一步が踏み出せない。だから、町で早くその方針を示してほしいと。町民が新しい町をつくろうと動き出している中に、各地の情報をみると、例えば集団防災移転促進事業とかとあるんですよ、そういう事業が。そういったものを本町は適用させて新しいまちづくりを本当にそれをのってやってくれるのかとか何ものも示されないから、今、町民は右往左往している状態だ。次の一步が踏み出せない状況にあるんですよ。その辺のところを当局はよく理解していただかないとまちづくりはおくれる一方だ。それを9月の上旬までこれから待たなければならないと、その間の町民のあせり

というものは相当なものがあると思いますよ、その分おくらせていくのですから。本来ならば、もうとっくに本当は示されて、ここからここまでは住宅にしますよ、ここからここまでは商業地にしますよとかと。あるいは45号線は現在のままでやりますとか、あるいは橋を架けるなら何年かかりますよとか。あるいは三陸道はこういう方向になりますよとか、何らの方向性も示されていないわけですよ。その辺のところ、町民の戸惑いがあるんだな。その辺のところを考えますと、1日も早くという要望をしておきます。

それから仮設の問題、今副町長が答弁いたしましたように、私は話は逆だと思うんですよ。南三陸町は当初から用地が足りないことはあきあきわかっていた。そのことによって、さらに地域のまとまりの強い町だと。地域地域で契約会、あるいは振興会、部落会という組織があって、まとまって部落の共助のもとに生きている部落なんです、みんな。それをコミュニティをばらばらにしてしまったんです、今度。そして今、現実問題として、方針が変わって部落に地区民の民地を借り上げて仮設をつくることになった。ところが、今避難所にいる方は自分の部落に仮設ができるから戻っていけと、行かないと言うんですよ。私はあぎだれ待って3回も4回もやってやっと当たって今入居の説明会も終わって、今また部落へ戻れと、その決断はできないと言っているんです。そのために避難所の人数が減らない。だから私は言うんです。あんた方、今1カ月、2カ月のところで判断を誤るなよと。今部落に戻らないと将来、4年後、5年後になるかもしれない、その避難所から出るときに、あんたたち、帰るところなくなるんじゃないかと。今部落に戻らないと、部落のみんなと一緒に地域に戻らないと、それこそ4年後、5年後に流浪の民になるよと、行くところなくなるんでないのということまで私は忠告を申し上げている。しかしながら、今やっと当たったその抽選を外したくないから私はここにいる。本当に部落にできるんですかということまで問われるんですね。そういう今状況なんです。だから、私は順序が反対だったなと今でも思うんです。前から言ってきたんですがね。今、こうなったときにそんなことを語ったってわからないけれども、あなた方と私たちは180度違う立場にいるわけですから、答弁も考え方も180度違うかもしれないかもしれませんが、ただ、町民そのものがそういうふうな、必ずしも満足した状況で入居はしていないということです。そのことによって、過去の例からしても今後のメンタルのケア等は大変なことになるなど。そのことは今後のまちづくりに支障にならなければなというふうに憂えるものです。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成23年第4回南三陸町臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時29分 閉会